

# 議 事 録

## 第 16 期名護市農業委員会 第 18 回 総 会

平成 31 年 2 月 27 日 (水)

## 名護市農業委員会 第 18 回総会

開催日時 平成 31 年 2 月 27 日（水）午前 10 時 ～

開催場所 名護市役所 別館 3 階会議室（第 1・第 2 会議室）

出席委員（農業委員）

1 番	岸本 信子	2 番	長山 正敏	3 番	前川 好男
4 番	欠 席	5 番	比嘉 清隆	6 番	具志堅 安盛
7 番	欠 席	8 番	名城 政幸	9 番	比嘉 晴
10 番	金城 達文	11 番	川上 達也	12 番	大城 正信

欠 席 者 4 番 宮城 政喜 7 番 野原 朝行

議事録署名人 9 番 比嘉 晴 10 番 金城 達文

書 記 名護市農業委員会事務局 係長 比嘉 洋

議 案 第 108 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について  
第 109 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について  
第 110 号 農地転用事業計画変更承認申請について  
第 111 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
第 112 号 農用地利用集積計画の意見決定について  
第 113 号 現況証明願いについて  
第 114 号 非農地証明願いについて  
報 告 農地法第 3 条許可申請の取消し願いについて  
報 告 農地法第 5 条許可申請の取消し願いについて

議長（8 番） これより総会を進めさせていただきます。本日の議事録署名人は 9 番と 10 番の委員を指名しますので、よろしくお願ひします。また、書記には、事務局職員比嘉係長を指名いたします。

では、これより「第 18 回名護市農業委員会総会」を始めます。

議長（8 番） 議案第 108 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

- 事務局 資料 1 ページをご覧ください。  
整理番号 1 番 ●● ●番地。農振農用地内で、面積が 5,874 m<sup>2</sup>。●の●さんから●の●さんへ。新規就農のための有償移転となっています。従事者 3 名。稼動日数 主 200 日、補助 200 日と 160 日。計画作物はトウガンです。  
整理番号 2 番 ●● ●番地。農振農用地内で、面積が 7,797 m<sup>2</sup>のうち 2,645 m<sup>2</sup>。●の●さんから●の農業生産法人●へ。規模拡大のための賃貸借となっています。計画作物はサトウキビです。  
事務局としましては、いずれも農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。
- 議長（8 番） 事務局から説明がありました議案第 108 号について質疑はございませんか。  
委員 異議なし。  
議長（8 番） 質疑が無いようなので、議案第 108 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、可決としてもよろしいでしょうか。  
委員 異議なし。  
議長（8 番） 議案第 108 号 整理番号 1 番と 2 番については可決といたします。  
議長（8 番） 議案第 109 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。
- 事務局 資料 2 ページをご覧ください。  
●● ●番地。農振農用地外で面積が 955 m<sup>2</sup>。申請者 ●の●さん。駐車場及び資材置場とするための申請となっています。農地区分は、住宅施設や公共施設等が連担している第 3 種農地となっていますので、原則許可となっています。なお、当該地は、すでに更地の状態となっているため、始末書を提出し、追認ということになります。
- 議長（8 番） 事務局から説明がありました議案第 109 号について質疑はございませんか。  
委員 始末書の内容を教えてください。  
事務局 自宅に隣接した住宅地域にある土地で、農地としての自覚がなく、駐車場及び資材置き場として使用してしまった。今後はこのようなことがないよう、法令を遵守していきます。との内容でした。
- 議長（8 番） 他にございませんか。  
委員 異議なし。  
議長（8 番） 質疑が無いようなので、議案第 109 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、可決としてもよろしいでしょうか。  
委員 異議なし。  
議長（8 番） 議案第 110 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について事務局説明をお願いします。
- 事務局 資料 3 ページをご覧ください。  
●● ●番地。農振農用地外で面積が 318 m<sup>2</sup>。使用貸借を行うため、すでに 5 条許可を受けていましたが、使用貸借ではなく、所有権移転を行うため、

計画の変更を行うものです。再度5条許可申請も行っていますので、5条申請については後ほど説明をします。

議長（8番） 事務局から説明がありました議案第110号について質疑はございませんか。  
委員 異議なし。

議長（8番） 質疑が無いようなので、議案第110号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長（8番） 議案第110号は可決といたします。

議長（8番） 議案第111号農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。

事務局 説明は資料4ページをご覧ください。

整理番号1番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が334㎡。換地後の面積は178㎡。●の●さんから●の●さんへ。住宅兼事務所として活用するための所有権移転となっています。農地区分は、区画整理事業区域内にある3種農地となっていますので、原則許可となっています。

整理番号2番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が337㎡。換地後の面積は190㎡。●の●さんから●の●さんへ。宅地造成のための所有権移転となっています。農地区分は、区画整理事業区域内にある3種農地となっていますので、原則許可となっています。

整理番号3番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が337㎡。換地後の面積は190㎡。●の●さんから●へ。宅地造成のための所有権移転となっています。農地区分は、区画整理事業区域内にある3種農地となっていますので、原則許可となっています。

整理番号4番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が9,904㎡のうち2,975.21㎡。●の●さんから有限会社●へ。工場建築のための所有権移転となっています。農地区分は、その他2種農地で、一団の農地が6.8ha。生産性の低い10ha未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号5番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が213㎡。●の●さんから●の●さんへ。個人住宅を建築するための所有権移転となっています。農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超える3種農地で、原則許可となっています。

整理番号6番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が463㎡。●の●さんから●の●さんへ。貸し資材置き場として活用するための所有権移転となっています。農地区分は、住宅施設や公共施設等が連担している第3種農地となっていますので、原則許可となっています。

整理番号7番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が304㎡。●の●さんから●の●さんへ。個人住宅を建築するための所有権移転となっています。農地区分は、都市計画法上の用途地域が定められた3種農地で、原則許可とな

っています。この案件は、平成 28 年に 5 条許可を受けていましたが、事業が実施できず、所有権も移転されていないため、一旦 5 条許可を取り消して再度申請しているものです。

整理番号 8 番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 780 m<sup>2</sup>。●の●さんから●の●へ。障がい者福祉施設を建築するための所有権移転となっています。農地区分は 1 種農地となっていますが、10 戸連たんの例外規定に当てはまるため、問題ないと考えます。

整理番号 9 番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 2,514 m<sup>2</sup>。その内 1,101.77 m<sup>2</sup>が共同住宅部分で、96.7 m<sup>2</sup>が専用通路となっており、2 筆合計面積が 1,198.47 m<sup>2</sup>。●の●さんから●の●合同会社へ。共同住宅を建築するための所有権移転となっています。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、500m 以内に公共施設等が 2 つ以上ある第 3 種農地となっていますので、原則許可となっています。

整理番号 10 番 ●● ●番地、●番地の 2 筆。農振農用地外で 2 筆合計面積が 849 m<sup>2</sup>。●の●さんから●の●さんへ。貸し資材置場として活用するための所有権移転となっています。農地区分は、2 種農地で、一団の農地が 1.7ha。市街地に近い 10ha 未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号 11 番 ●● ●番地、●番地、●番地、●番地の 4 筆。農振農用地外で 4 筆合計面積が 701 m<sup>2</sup>。●の●さんから●の●さんへ。太陽光発電施設として活用するための賃貸借となっています。農地区分は、2 種農地で、一団の農地が 3.7ha。市街地に近い 10ha 未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号 12 番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 1,015 m<sup>2</sup>。●の●さんから●の●さんへ。資材置き場として活用するための所有権移転となっています。農地区分は、その他 2 種農地で、一団の農地が 1.6ha。生産性の低い 10ha 未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号 13 番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 318 m<sup>2</sup>。●の●さんから●の●さんへ。貸し駐車場として活用するための所有権移転となっています。農地区分は、2 種農地で、一団の農地が 8.2ha。市街地に近い 10ha 未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。この案件は、先ほど事業計画の変更を行ったものです。

整理番号 14 番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 627 m<sup>2</sup>。●の●さんから●の●さんへ。事務所兼資材置き場として活用するための所有権移転となっています。農地区分は、その他 2 種農地で、一団の農地が 0.3ha。生産性の低い 10ha 未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

議長（8 番） 事務局から説明がありました議案第 111 号について質疑はございませんか。  
委員 11 番の太陽光発電設備は、譲受人本人が行うものか。また、これは、農業用ではないのか。

- 事務局 譲受人本人が太陽光発電設備を設置し、売電を行うもので、営農型ではありません。
- 委員 営農型でなければ、地目変更も可能なのか。
- 事務局 太陽光発電設備の工事完了後、完了届に基づき、地目変更も可能です。
- 議長（8番） 他にございませんか。
- 委員 異議なし。
- 議長（8番） 異議なし。とのことでありますので、議案第111号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番から14番について、許可相当としてもよろしいでしょうか。
- 委員 異議なし。
- 議長（8番） 議案第112号農用地利用集積計画の意見決定について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 資料の10ページをご覧ください。平成31年2月20日付で、名護市長から名護市農業委員会会長宛てに、農用地利用集積計画の決定についての依頼がありました。利用権設定者は、譲渡人9名。譲受人8名。設定筆数22筆、面積36,807㎡。内 賃借権10筆、使用貸借権12筆となっています。詳細については、11ページをご覧ください。
- 1番、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、6ヵ月の使用貸借権で、作物は果樹、野菜です。稼動人員は1名。稼動日数は250日となっています。借受期間が短いのは、営農をしていくことに問題はないかを確認した上で、所有権移転を考えているためとなっています。
- 2番から4番、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、10年間の賃借権で、作物はサトウキビです。稼動人員は1名。稼動日数は250日となっています。
- 5番と6番、譲渡人●の●さんから譲受人●の生産法人●へ、5年間の使用貸借権で、作物はパインです。稼動人員は責任者1名。稼動日数は250日。
- 7番、譲渡人●から譲受人●の●さんへ、3年1ヵ月の賃借権で、作物は牧草です。稼動人員は1名。稼動日数250日となっています。
- 8番から11番、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、5年間の賃借権で、作物は牧草です。稼動人員は1名。稼動日数は250日となっています。
- 12番、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、5年間の賃借権で、作物は米です。
- 13番、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、5年間の賃借権で、作物は野菜です。
- 14番、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、5年間の使用貸借権で、作物は野菜です。
- 15番と16番、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、1年間の使用貸借権で、作物は野菜です。借受期間が1年と短いのは、今後所有権移転を予

定しているためです。12番から16番の譲受人は同一の●さんで、稼働人員は2名。稼働日数は250日となっています。

17番から19番、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、5年間の使用貸借権で、作物はコーヒーです。稼働人員は2名。稼働日数は250日となっています。

20番から22番、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、5年間の使用貸借権で、作物は野菜です。稼働人員は2名。稼働日数は250日となっています。

以上事務局としましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たしていると考えます。

議長（8番） ただいま、事務局より説明がありました議案第112号について質疑はございませんか。

委員 異議なし。

議長（8番） 異議なしとのことですので、議案第112号農用地利用集積計画の意見決定については可決といたします。

議長（8番） 議案第113号 現況証明願いについて事務局説明をお願いします。

事務局 資料12ページをご覧ください。

整理番号1番 ●●番地、●番地の2筆。農業用施設用地で2筆合計面積が3,518㎡。所有者●の●さん。現況証明の事由としましては、当該地は、昭和40年ごろから養鶏場として利用されており、現在も養鶏場として活用しているとのことです。

整理番号2番 ●●番地、●番地の2筆。農振農用地で2筆合計面積が2,355㎡。所有者●の●さん。現況証明の事由としましては、当該地は、昭和40年ごろから養鶏場として利用されており、現在も養鶏場として活用しているとのことです。

議長（8番） 職務代理が現場を確認していますので、報告させます。

委員(11番) 写真付きの現地確認調査書をご覧ください。2月21日に私（11番）と委員（12番）、事務局とで現地を確認しました。

整理番号1番の現況につきましては、写真付きの現地確認調査書のとおりで、調査員の意見としましては、申し出のとおり復帰前から農地として利用されておらず、現在も農地としての利用はされていないため、証明相当と判断します。

整理番号2番の現況につきましては、写真付きの現地確認調査書のとおりで、調査員の意見としましては、申し出のとおり復帰前から農地として利用されておらず、現在も農地としての利用はされていないため、証明相当と判断します。

議長（8番） 説明がありました議案第113号について、質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

- 委員 異議なし。
- 議長（8番） 異議なし。とのことでありますので、議案第113号 現況証明願いについての整理番号1番と2番を証明相当と判断してもよろしいでしょうか。
- 委員 異議なし。
- 議長（8番） 議案第114号 非農地証明願いについて事務局説明をお願いします。
- 事務局 資料13ページをご覧ください。
- 整理番号1番 ●●番地。農振農用地外で面積が178㎡。所有者●の●さん。非農地証明の事由としましては、40年以上前から耕作されておらず、所有者が遠方にいるためとのこと。
- 整理番号2番 ●●番地、●番地の2筆。農振農用地外で2筆合計面積が1,544㎡。相続財産管理人の●さん。非農地の事由としましては、復帰前からずっと山林化していたとのこと。
- 整理番号3番 ●●番地、●番地、●番地の3筆。農振農用地内で3筆合計面積が875㎡。所有者●の●さん。非農地の事由としましては、進入路が無く、約50年前から耕作されていない土地で、農地としての利用は困難であるとのこと。
- 整理番号4番 ●●番地、●番地、●番地、●番地、●番地の5筆。農振農用地外で5筆合計面積が965㎡。所有者●の●さん。非農地の事由としましては、昭和40年ごろまではサトウキビを栽培していたが、夫が会社員となり、また、当該地が耕作に不便であったこともあり遊休地となった。現在は、原野、山林化しており、農地としての利用は困難であるとのこと。
- 議長（8番） 職務代理が現場を確認していますので、報告させます。
- 委員(11番) 写真付きの現地確認調査書をご覧ください。
- 整理番号1番の状況としては、写真等で示したとおりです。調査員の意見としましては、山林化しており、今後も農地としての利用は見込めないと思われるため、現地調査の結果、証明相当と判断します。
- 整理番号2番の状況としては、写真等で示したとおりです。調査員の意見としましては、山林化しており、今後も農地としての利用は見込めないと思われるため、現地調査の結果、証明相当と判断します。
- 整理番号3番の状況としては、写真等で示したとおりです。調査員の意見としましては、山林化しており、今後も農地としての利用は見込めないと思われるため、現地調査の結果、証明相当と判断します。
- 整理番号4番の状況としては、写真等で示したとおりです。調査員の意見としましては、山林化しており、今後も農地としての利用は見込めないと思われるため、現地調査の結果、証明相当と判断します。
- 議長（8番） 説明がありました議案第114号について質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。
- 委員 異議なし。



- 議長（8番） 異議なし。とのことでありますので、議案第114号非農地証明願いについての整理番号1番から4番を証明相当と判断してもよろしいでしょうか。
- 委員 異議なし。
- 議長（8番） 報告 農地法第3条許可申請の取消し願いについて、事務局説明をお願いします。
- 事務局 資料15ページをご覧ください。  
整理番号1番 ●● ●番地。農振農用地外で、面積が375㎡。と整理番号2番 ●● ●番地。農振農用地内で、面積が636㎡。この2筆を交換するため、平成7年に3条許可を受けていましたが、相続人の意思により、取り消しを行うものです。
- 議長（8番） ただいま事務局から報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。
- 委員 異議なし。
- 議長（8番） 報告 農地法第5条許可申請の取消し願いについて、事務局説明をお願いします。
- 事務局 資料16ページをご覧ください。先ほど5条許可申請において説明をしました●● ●番地。平成28年に5条許可を受けていましたが、事業が実施できず、所有権も移転されていないため、一旦5条許可を取り消して再度5条許可申請をしたものです。
- 議長（8番） ただいま事務局から報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。
- 委員 異議なし。
- 議長（8番） 以上で本日の議案はすべて審議を終了しました。これをもちまして、第18回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第32条第3項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会 議長(会長) 名城 政幸 印

署名委員 比嘉 晴 印

署名委員 金城 達文 印